入間東部地区駅伝競走大会協賛基準

　入間東部地区駅伝大会協賛規程第５条に定める協賛事業における権利について、下記のとおり定める。

1. 協賛事業の規模について

　協賛金は、５千円から受け付けるものとする。協賛品の場合は、その内容、価値及び数量等を勘案して協賛金の金額に換算して判断するものとする。

1. 協賛事業による権利について

　協賛事業の規模に応じて行使できる権利は次の表のとおりとする。この表以外の権利については、実行委員長と協議を要する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 権利の内容 | 協賛事業の規模 |
| １ | ポスター等掲示物における団体名の表示（※１） | ５千円以上 |
| 協賛者の広告宣伝における大会名、写真等の使用許可（※２） |
| ２ | ナンバーカードにおける団体名の表示（※３） | １区間 | ３万円以上 |
| ３ | 大会命名権（ネーミングライツ１社限定）（※４） | ３０万円以上 |

※１　申し出の際、協賛者として公表されないことを希望した場合は、表示し

　　ない。

※２　同意を得られない参加者の写真等については、この限りでない。

※３　２の権利には１の権利が付帯するものとする。

※４　３の権利には１の権利が付帯するものとする。なお、実行委員長が別に

　　募集要項を定めるものとする。

附　則

この基準は平成２９年７月２４日から適用する。